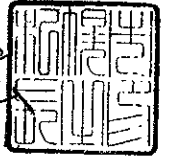


札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 61 号

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例

札幌オリンピックミュージアム条例（平成11年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 中	「		「		
		2,300 円		2,500 円	に改める。
		1,100 円		1,200 円	
		910 円		1,000 円	
	910 円		1,000 円		
			を		

(2) 別表 2 中	「	600 円	を	「	670 円	に改める。
		540 円			610 円	

(3) 別表3中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表1又は別表2の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の札幌オリンピックミュージアム条例第4条第1項の承認に係る使用料又は同日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料及び同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。